

# 新型コロナウイルス感染症への 対応に関する緊急要望

令和2年2月

北海道

昨年12月以降、中国を中心に感染が国際的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症につきましては、北海道はもとより、全国に感染の拡大が進み、多数の方々が罹患され、亡くなられた方がおられるなど、深刻な事態となっています。

また、医療従事者、入院患者の感染や感染経路が不明確な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相は変わってきており、道民・国民の不安はますます増大しております。

道では、「感染症危機管理対策本部」に「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置し、国の新たな基本方針の下、国立感染症研究所の専門家チームの支援をいただきながら、道内の全小中学校に対して、臨時休校とするよう要請するなど感染流行の早期終息や感染拡大の防止に市町村や医療関係者、事業者の方々、道民の皆様とともに全力で取り組んでいるところであります。

感染が拡大しつつある中、1日も早くこの問題を終息させ、道民の皆様の命と健康を守り、暮らしへの影響を最小にするためには、まさに今が山場であり、これまでに経験のない思い切った対策が必要と考えます。

このため、改めて「やれるべきことは、全てやる」という考えに立ち、昨日、道民の皆様に対し、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を出し、この週末については外出を控えるよう呼びかけることとしました。

国におかれましては、この国難とも言える状況を乗り切るため、検査体制の強化や治療・相談体制の充実など感染拡大の抑制に全力を挙げていただくとともに、国の責任において必要な財政措置を行うなど、事態の推移を見極めながら、更なる施策を推進することについて、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月29日

北海道知事 鈴木 直道

## 《重点提案・要望事項》

- 1 全国で患者数が最も多い北海道において、新型コロナウイルス感染症の感染の更なる拡大を防ぐため、「重点対策地域」として、あらゆる施策を緊急かつ集中的に実施すること。
- 2 基本方針を踏まえ、感染状況の把握や感染拡大防止策など各般の施策について、いかなるタイミングで、どのような地域単位において切替えを進めていくのか、具体的な基準を速やかに示すこと。また、施策の切替え後における PCR 検査の対象者、積極的疫学調査等の縮小規模など、国の責任において具体的なガイドラインを早急に策定すること。
- 3 入院を要する肺炎患者の確定診断や退院要件である陰性確認を迅速に行う必要があることから、検査試薬の安定供給や人的支援など、検査体制の強化に向けた支援を行うこと。
- 4 入院患者数が大幅に増えつつあり、更なる増加が想定される中、限られた医療資源を最大限効果的に活用する観点から必要な取組として、例えば、一般病床を活用する際の院内感染対策の指針や、「自宅療養」など感染者の症状に応じた対応の在り方について、早急に提示すること。
- 5 地域において患者を受け入れる医療機関に対する専門医や看護師等の応援体制を構築するとともに、特に、今後も患者が増加し、保健師の業務がより過重になることが想定される中、より効率的かつ効果的な受診や検査の振り分け、疫学調査等が実施可能となるよう、現場の保健師を支える感染管理の専門家や感染症対策に精通した保健師の派遣調整を行うこと。
- 6 国内で新型コロナウイルス感染症に罹患し、亡くなられた方は、高齢者や基礎疾患を有する方であるとの指摘があり、北海道でも2名の高齢者が亡くなっている中で、高齢者や基礎疾患を有する者を把握し、感染防止に必要な情報提供を行うとともに、必要な支援を行える体制を整備すること。
- 7 共働きやひとり親世帯、障がいのある子どもの保護者が、学校の臨時休業期間中や自宅療養中の幼児児童生徒に対応できるよう、有給休暇の措置などの企業・経済団体に対する働きかけや保護者への休業補償等に関する支援体制を早急に整備すること。

## I 国内感染症対策の充実・強化

- 1 感染症指定医療機関等における安全な診療に必要となるマスク、手袋、ゴーグル、消毒薬等の医療材料を早期に確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止や住民の不安解消などのため、保健所が活動する経費に対する財政措置を充実すること。
- 3 簡易で迅速な診断キットの早期開発や感染の拡大防止に有効であるワクチンを早急に開発すること。  
また、マスクや消毒液など感染予防のための資材について、必要とする一般住民や民間事業者に十分な量が早期に行き渡るよう取り組むこと。  
なお、都道府県が家畜伝染病対策として備蓄している防疫資材を緊急的に本感染症対策に仕向けた場合には、早急にその補充を行うこと。
- 4 感染症に係る在住外国人等の不安や疑問に対応するため、多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、自治体が行きとる外国人支援施策に対する必要な財政措置を行うこと。
- 5 患者や家族がプライバシーを脅かされることなく、安心して療養できるよう、公表基準を早急に見直すとともに、心のケア等、保健活動に必要な財政措置を行うこと。
- 6 新型コロナウイルスや基本的な感染症予防策に係る正しい知識を広く国民に周知し、感染不安が最小限になるよう、冷静な対応を呼びかけること。

## II 教育機関等での感染拡大防止対策

- 1 学校の臨時休業期間中における家庭学習用の教育教材や、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を身に付け偏見・誹謗中傷を防止するための学習資料等の提供と児童生徒一人一人に配付するための費用に関する財政措置を行うこと。
- 2 児童生徒の不安の解消や心のケアのため、スクールカウンセラーなど専門家の配置等に必要な措置に要する費用負担を行うこと。  
また、感染者等の発生により予想されるいじめや偏見・誹謗中傷を受ける児童生徒の支援のための教職員の加配を措置すること。
- 3 学校をはじめとする教育機関(学校給食の衛生管理を含む)及び社会教育施設等に対し、体温計などの医療機器、マスクやアルコール消毒薬、薬剤などの衛生品、防護服の安定的かつ優先的な供給及び必要な財政措置をすること。  
また、感染者等が発生した際の学校等における専門家の派遣による消毒作業の実施や実施に要する財政措置を行うこと。
- 4 学校給食のキャンセルに伴う市町村又は保護者既負担分の補填や学校給食の安定供給のための納入事業者等への支援を行うこと。  
また、スクールタクシーの運行事業者など、学校の臨時休業により影響を受ける学校取引事業者への補償に関する財政措置を行うこと。
- 5 修学旅行などの教育旅行の変更に伴う増額費用や中止に伴うキャンセル料等に対して国における負担の補填措置を講じること。
- 6 公共施設の閉館やイベント中止に伴うイベント主催者の負担等に対応する場合の財政措置を行うこと。

### Ⅲ 影響を受ける産業等への支援

- 1 影響を受けた中小・小規模企業への金融支援の強化のため、政府系金融機関による無利子貸付や無担保枠の拡大など更なる負担軽減措置を実施するとともに、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく特例措置の5号（業種）について、既に大きな影響が及んでいる宿泊業、飲食業、食料品製造業などの追加指定を早期に実施すること。  
また、必要な資金の貸出や既往債務の返済条件等の緩和について、中小・小規模企業の特性或事業の状況を勘案しつつ、これまで以上の柔軟な措置を講じるよう、国において特段の配慮を行うこと。
- 2 雇用調整助成金の特例について、平成30年7月豪雨に伴う特例と同様に、助成率の引上げや支給限度日数の延長、雇用期間の要件緩和など、更なる措置を講じること。  
また、助成金の受給に必要な手続きや支給額算定などの柔軟な運用を図ること。
- 3 休職を余儀なくされた従業員に収入面などで不利益が生じないように特段の配慮を行うとともに、テレワークや時差出勤など、柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援を行うこと。
- 4 外国人技能実習生及び実習実施者等への正確な情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、在留期間の延長や技能実習計画の変更認定など弾力的な運用を図ること。
- 5 全国的な小中高校の休校に伴う学校給食用牛乳の停止による余乳処理で発生する脱脂粉乳などに需給緩和が生じることのないように、適切な措置を講じること。
- 6 旅行等に対する過度な不安を払拭するため、国民及び海外の方々に正確な情報を提供するとともに、事態収束後のインバウンド回復に資する海外向け情報発信を強化すること。
- 7 感染拡大の防止に最優先で取り組むとともに、今後の事態の推移を見極め、キャッシュレス還元制度の拡充、プレミアム付旅行券の発行など地域における消費喚起や観光需要を回復するための集中対策を実施すること。